

## 豊川市公契約条例（案）の基本的な考え方についての 意見募集結果と市の考え方

提出された意見等の要旨、意見等に対する市の考え方は次のとおりです。  
なお、単に賛否の結論だけを示した意見、第三者を誹謗中傷するもの等についてはその内容を公表せず、意見等に対する市の考え方は示しません。

### 項目：条例の目的に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	自治体が、相手事業者に対して、労働者に適正な労働条件等を確保するよう約束させることは、地場の雇用の拡大に資するとともに、事業者間の行き過ぎたダンピング競争を防止し、結果として、「地域経済の健全な発展と市民福祉の増進に寄与すること」につながることから、制定時に引き続き堅持することをお願いしたい。	本条例により、公契約に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に関する事務と市民サービスの質の向上を図り、地域経済の健全な発展と市民の福祉の増進に寄与できるよう取り組んでまいります。

### 項目：対象となる範囲に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
2	多くの公契約案件に適用出来るよう設定してほしい。	全ての公契約を対象範囲とすることが理想ですが、対象となる契約が広範囲になりますと、事業者の負担が増大する可能性があることから、事業者の負担を考慮し、まずは一定規模の契約に限定し、条例の浸透及び定着化を図ってまいりたいと考えております。その後の対象範囲の見直しについては、今後の実施状況や事務量等を検証しながら検討してまいります。

### 項目：労働報酬下限額に関するこ

No.	意見等の要旨	市の考え方
3	労働報酬下限額を設定することは、力強い思いをしている。 公契約条例の広がりとともに、従来、不当に低かった賃金が着実に改善された現場では、労働者のモチベーションが大幅にアップし、以下の効果が明らかになっている。 (1)賃金に見合う“腕のいい労働者”が集まるために、工期も短縮でき、仕上がりもいい。 (2)賃金の下限が定められているために、余分な出費を避ける地元への発注が広がる。 (3)末端の労働者の賃金まで確保す	労働報酬下限額の設定は、法定最低賃金以上の支払を事業者に課す自治体独自のもので、労働者の賃金確保のための有効な手法と考えております。 設定にあたっては、それぞれの労働者の仕事の内容や、職種に見合った適正な賃金水準の設定が重要となるとともに、事業者の事務負担への影響を考慮した、適切な金額設定及び確認方法が必要となることから、事業者の代表者、労働者の代表者、学識経験者など外部委員で組織する、公契約審議会の意見を聴いた上で決定してまいります。

	<p>るために、重層下請けを避け、下請けの簡素化が進む。</p> <p>(4) 適正な賃金が確保され、仕事への誇りが生まれ、労働者のモチベーションがアップする。</p> <p>(5) 公務公共サービスに対し労働者の意識が変化し、公的仕事への責任を自覚する。</p> <p>(6) ブローカー、ギャング業者が入札や請負等に参加できなくなり、悪質業者を排除することができる。</p> <p>労働報酬下限額を設定するにあたっては、最低賃金を大幅に上回る金額の設定を強く求める。</p>	
--	---	--

#### 項目：労働条件と労働環境の確保のための措置に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
4	<p>現場調査、通報制度が必要で、現場労働者への周知と労働者保護制度が有効と考える。</p> <p>公契約の条例内に、あらかじめ報告を求める権限、立ち入り調査権限を規定しておくことによって、契約上の権利として実施することができる。</p> <p>労働者に、申出権があるが、申出をした労働者に対する不利益取扱いを禁止する「通報者保護」を明記することは有効な手段として必要である。</p> <p>損害賠償や違約金の徴収なども受注者が契約を遵守しようというインセンティブになる。</p>	<p>下記の内容について、規定を設ける予定としております。</p> <p>(1) 対象契約に從事する労働者は、支払われるべき賃金等が労働報酬下限額を下回る場合等、市長等にその事實を申し出ることができます。</p> <p>(2) 労働者からの申出があった場合は、労働者が当該申出をしたこと理由に、不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(3) 労働者からの申出等に基づき、必要な報告若しくは資料の提出を求め、立ち入り調査ができる。</p> <p>損害賠償や違約金の徴収は効力があると考えられますが、取り締まるこどを主眼にしておらず、また、労働者の労働環境がさらに悪化する可能性もあることから、違反事項の公表や指名停止措置が適当であると考えております。</p>

#### 項目：豊川市公契約審議会の設置に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
5	<p>審議会のメンバーは、学識経験者、事業者団体、労働者団体の三者のバランスをはかることが必要である。</p> <p>定数は、公労使から複数以上であり、幅広い意見を交換するためにも最少人数での検討にならない配慮が必要である。また、労働者団体からの選出にあたっては、組織実態から、公務公共サービスに直接関係する産別組織から選出すべきであり、「非連合」からも選出することを求める。</p> <p>制定後の実施状況や労働報酬下限額の見直しなど随時開催して適正な運営が図る必要がある。</p>	<p>公契約審議会は、6人以内で、事業者の代表者、労働者の代表者、学識経験者などで組織しますが、三者の均等をとり、より広くご意見を伺えるよう適正な選考に努めたいと考えております。</p> <p>また、審議会は毎年開催し、実施状況、労働報酬下限額などの公契約に関する重要事項について調査・審議し、必要に応じて見直しを行うこととしております。</p>

項目：その他

No.	意見等の要旨	市の考え方
6	継続性のある事業の委託を受ける事業者が変更される「委託替え」により、労働者も入れ替わってしまう場合、労働者にとって雇用は不安定になり、住民にとっては、公共サービスの品質が低下し、サービスの継続性が失われてしまう。公契約の条項として、受注者に対して、雇用の安定や業務の品質維持、継続性の確保についての配慮義務を負わせ、特に公契約締結前からその業務に従事していた労働者のうち希望する者を雇用する努力義務を負わせること。これにより、当該業務に従事する労働者にとっては雇用が確保され、住民にとっては品質の維持や継続性の確保を図ることができる。	継続性の確保についての配慮義務については、公契約の条項として規定しない考えであります。条例の基本方針に基づき、労働者の適正な労働環境に努めてまいりたいと考えております。